

円借款・本邦技術活用条件（STEP）にかかる運用ルール¹

1. 対象国

- 円借款の対象国であり、OECDルール上タイド借款が供与可能な国²。

2. 対象案件

- (1) 以下の分野に該当し、かつ我が国事業者の有する技術・資機材がその実現に必要なかつ実質的に活かされる案件。
- 橋梁・トンネル
 - 幹線道路・ダム（我が国の耐震・免震技術、地盤処理技術、急速施工技術が活用されるものに限る）
 - 港湾
 - 空港
 - 都市交通システム
 - 通信・放送・公的情報システム
 - 発電・送配電
 - 石油・ガス輸送貯蔵施設
 - 都市洪水対策事業
 - 環境対策事業（我が国の大気汚染防止技術、水質汚濁防止技術、廃棄物処理・再資源化技術、熱回収・廃熱利用技術が活用されるものに限る）
 - 医療機器
 - 防災システム・防災機器
- (2) なお、上記分野以外の案件についても、我が国の優れた技術が必要かつ実質的に活かされるものと認められる案件については、ケース・バイ・ケースで積極的な検討を行う。

3. 金利・償還期間

- OECDルール上、タイドが可能となる条件。
（円借款供与条件表）

http://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance_co/about/standard/index.html#a01

4. 融資比率

¹ 本紙中の下線部分については原則として平成31年1月1日以降に事前通報が行われる案件を対象として適用するが、必要に応じて、それ以前に事前通報が行われた案件に適用する。

² 現時点のSTEP対象国はOECD公的輸出信用アレンジメント上タイド借款が供与可能な国。但し、LDC (<https://www.un.org/development/desa/dpad/least-developed-country-category/lDCs-at-a-glance.html>) を除く。

- 総事業費の100%相当額までが円借款の融資対象。

5. 主契約者条件

(1) 本体契約

- 以下に該当する企業は主契約者となることができる³・⁴。
 - ① 本邦企業。具体的には、以下の全ての要件を満たす企業⁵。
 - 日本で法人登録していること。
 - 日本に財及びサービスの生産・提供のための適切な設備・施設を持っていること。
 - 実際に日本でビジネスを行っていること。
 - ② 本邦企業⁶と借入国企業の共同企業体（JV）。ただし、以下の条件を全て満たす必要がある。
 - 本邦企業がリードパートナーであること。
 - JVに占める本邦企業の share of work⁷が過半を占めること⁸。
 - 本邦企業以外のパートナー企業が以下の条件を全て満たすこと。
 - ・ 借入国または日本で法人登録していること。
 - ・ 借入国または日本に財及びサービスの生産・提供のための適切な設備・施設を持っていること。
 - ・ 実際に借入国または日本でビジネスを行っていること。
 - ③ 海外に存する本邦企業の子会社⁹・¹⁰。ただし、以下の条件を全て満たす必要がある。
 - 有価証券報告書における連結財務諸表の対象となる子会社であること¹¹。

³ ただし、事前説明会（下記7. 参照）、事前資格審査（P/Q）、入札の各段階において、本邦企業の参加が見込まれなくなった契約パッケージについては、日本政府の了解の下、契約条件を二国間タイト条件（本邦企業に加え、借入国企業も主契約者となることが可能）に変更することがありうる。

⁴ 1次下請け以降は一般アンタイト。

⁵ 本紙の他項目においても、同様の定義を適用（5.（2）のコンサルタント契約における本邦企業の定義を除く）。

⁶ 本項における「本邦企業」には、③の「海外に存する本邦企業の子会社」が含まれるものとする。

⁷ 通常、JV Agreement で定められる契約総額に占める比率。

⁸ 複数の本邦企業が参加するJVの場合は、本邦企業の share of work の合計が過半を占めることが必要。

⁹ 海外に存する本邦企業の子会社同士の共同企業体（JV）も認められるが、その場合は全てのJV構成員がそれぞれ5.（1）③の全ての要件を満たす必要がある。また、海外に存する本邦企業の子会社と本邦企業の共同企業体（JV）も認められるが、その場合は全てのJV構成員がそれぞれ5.（1）①又は③の全ての要件を満たす必要がある。

¹⁰ 入札資格条件については、従来の主契約者と同様に厳格に審査する。

¹¹ 金融商品取引法の規定により提出される財務諸表の記載方法を定めた「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（内閣府令）の第8条によれば、ある企業が他の企業に対して以下の要件のいずれかに該当する関係を有している場合、当該企業が親会社、当該親会社による支配を受けている当該他の企業が子会社となることとされている（以下の要件は要旨）。

- ・ 議決権の過半数を自己の計算において保有している場合
- ・ 議決権の40%以上、50%以下を自己の計算において保有し、かつ、下記のいずれかに該当する場合
ア 緊密な者等が所有する議決権と合わせて過半数を所有

- 所在国で法人登録していること。
- 所在国に財及びサービスの生産・提供のための適切な設備・施設を持っていること。
- 実際に所在国でビジネスを行っていること。
- ④ 以下ア) 及びイ) の事情が生じた場合は、本邦企業と海外に存する本邦企業の関連会社¹²の共同企業体 (JV)。

- ア) 応札企業がないと入札前に予見された場合¹³。
- イ) 入札不調¹⁴の場合。なお、入札不落¹⁵の場合には、日本政府¹⁶と再入札時に契約に至る可能性等を協議し、条件を緩和することに合意した場合。

17

ただし、当該 JV は以下の件をすべて満たす必要がある。

- 本邦企業がリードパートナーであること。
- 本邦企業のパートナー企業である海外に存する本邦企業の関連会社が以下の条件をすべて満たすこと。
 - ・ 本邦企業の持分法適用会社であること。
 - ・ 所在国で法人登録をしていること。
 - ・ 所在国に財及びサービスの生産・提供のための適切な設備：施設を持っていること。

イ OB 等が取締役会等の構成員の過半数を占めている

ウ 重要な財務等の決定方針を支配する契約等が存在

エ 資金調達額の過半について融資（含債務保証）を実施

オ その他の意思決定機関の支配が推測される事実がある

- ・ 自己と自己と緊密な関係にある者で合わせて議決権の過半数を所有し、かつ、上記のイ～オのいずれかに該当する場合

¹² 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（内閣府令）の第 8 条によれば、ある企業が以下の要件のいずれかに該当する関係を有し、他の企業に対して出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合、当該他の企業が「関連会社」となるとされている。（以下の要件は要旨）

- ・ 議決権の 20%以上を自己の計算において所有している場合
- ・ 議決権の 15%以上、20%未満を自己の計算において所有し、かつ、下記のいずれかに該当する場合
 - ア OB 等が代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役職に就任している
 - イ 重要な融資を行っている。
 - ウ 重要な技術を提供している。
 - エ 重要な販売、仕入れその他の営業上又は事業上の取引がある
 - オ 財務及び営業又は事業の方針の決定に対する重要な影響が推測される事実がある。
- ・ 自己と自己と緊密な関係にある者で合わせて議決権の 20%以上を所有し、かつ、上記のア～オのいずれかに該当する場合
- ・ 複数の独立した企業により、契約等に基づいて共同で支配される企業に該当する場合

¹³ 案件形成の段階毎に本邦企業への情報提供と意見聴取を行った上で、詳細設計の TOR (Terms of Reference) にかかる検討がある程度進んだタイミングで開催される本邦企業との意見交換会及びその後の意見交換において本邦企業からの関心表明を求めた結果、関心表明が 1 者もなかった場合を想定。

¹⁴ 入札不調とは、価格評価に進んだ応札者がいなかった場合を指す。

¹⁵ 入札不落とは、応札者がいたものの、発注者と交渉してもなお契約に至らなかった場合を指す。

¹⁶ ここでいう日本政府とは、JICA の有償資金協力業務の主務又は協議官庁（外務省・財務省・経済産業省）を指す。なお、案件に応じて他の関係省庁（国土交通省等）も協議に参加する。

¹⁷ イ) の場合、主契約者条件の緩和は再入札の上で可能とする。

- ・ 実際に所在国でビジネスを行っていること。

(2) コンサルタント契約

- 以下に該当する企業は主契約者となることができる。
 - ① 本邦企業。具体的には、以下の全ての要件を満たす企業。
 - 株式の過半を日本人が保有していること。
 - 常勤役員の過半が日本人であること。
 - 日本で法人登録していること。
 - ② 本邦企業と借入国企業の共同企業体（JV）。ただし、以下の条件を全て満たす必要がある。
 - 本邦企業がリードパートナーであること。
 - JVに占める本邦企業の share of work⁷が過半を占めること⁸。
 - 本邦企業以外のパートナー企業が以下の条件を全て満たすこと。
 - ・ 株式の過半を借入国民または日本人が保有していること。
 - ・ 常勤役員の過半が借入国民または日本人であること。
 - ・ 借入国または日本で法人登録していること。

6. 原産地ルール

(1) 本邦調達比率

- ① 円借款融資対象となる本体契約総額の30%以上については、日本原産とする。
- ② 日本原産として本邦調達比率に算入可能な対象は、以下のア)またはイ)のどちらを適用するかを案件ごとに定める。
 - ア) 工法等の面で我が国企業の優れた技術の活用が期待される案件¹⁸：日本を原産とする資機材及び本邦企業が提供する役務を算入可能。
 - イ) 資機材やプラント等の設置が主な目的であり、資機材の面で我が国技術の活用が期待される案件¹⁹：日本を原産とする資機材を算入可能。
- ③ 本体契約のパッケージが複数ある場合には、パッケージごとに本邦調達比率を設定する（案件全体として上記①を満たすように比率を設定する）。
- ④ 入札時に本邦調達比率に算入すべきと考えられる主要な品目が特定でき、かつ、入札における非差別性、経済性等の観点から問題がないと考えられる場合には、当該品目が入札書類の中で本邦調達品として明記されるよう努める。

(2) 本邦調達比率の計算ルール

① 資機材

- 調達される資機材の最終組み立て（機械等の場合）または最終精製・加工（原

¹⁸ (例) トンネル、港湾、コンクリート橋、幹線道路、ダム、下水道、大都市地下導水トンネル、公的情報システム、水力発電、地熱発電、鋼橋等。

¹⁹ (例) 通信・放送施設、風力・太陽光・火力発電、石油・ガス輸送貯蔵システム、廃棄物処理場、ごみ焼却処理場、都市交通システム、都市河川洪水制御、送配電等。

料・資材等の場合)が日本で行われるか、または以下の要件のいずれかに該当する企業によって行われる場合²⁰、当該資機材の価格を本邦調達比率に算入可能²¹。

ア)借入国に存する日系製造業者。具体的には、以下の要件を全て満たす企業。

- 本邦企業が10%以上出資していて、かつ第三国からの出資比率が当該本邦企業からの出資比率を上回っていないこと²²。
- 借入国で法人登録していること。
- 借入国に財及びサービスの生産・提供のための適切な設備・施設を持っていること²³。
- 実際に借入国でビジネスを行っていること。

イ)借入国以外の開発途上国に存する日系製造業者。具体的には、以下の要件を全て満たす企業。

- 本邦企業が1/3以上出資していて、かつ日本及び所在国以外の国及び地域からの出資比率が当該本邦企業からの出資比率を上回っていないこと^{22, 24}。
- DACリストに掲載されている国及び地域に存すること。
- 所在国で法人登録していること。
- 所在国に財及びサービスの生産・提供のための適切な設備・施設を持っていること²³。
- 実際に所在国でビジネスを行っていること。

ウ)先進国に存する本邦企業の子会社。具体的には、以下の要件を全て満たす企業。

- 有価証券報告書における連結財務諸表の対象となる子会社であること。
- DACリストに掲載されていない国及び地域に存すること。
- 所在国で法人登録していること。

²⁰ ここでいう最終組み立て、最終精製・加工とは、一定の付加価値を伴う工程、例えばHSコードの最終変更を伴う工程等を指す。

²¹ 建設資機材の借料、購入費用についても、当該建設資機材が本邦企業または本項目の(ア)、イ)、ウ)に該当する企業から調達される場合には、本邦調達比率への算入が可能。また、システムの設計／開発・製造の契約においては、ハードウェアのみならず、ハードウェアに付属するソフトウェアの設計／開発・製造及びシステム化に際して本邦企業または本項目の(ア)、イ)、ウ)に該当する企業が提供する経費も本邦調達比率への算入が可能。

²² 本邦企業からの出資比率の計算においては、本邦企業からの直接の出資のみならず、海外に存する本邦企業の子会社からの出資も本邦企業からの出資として計算可能。

²³ 当該設備・施設を自社資産として保有せず、他社からリースを受けているケースも含む。

²⁴ 本邦企業1社単独で1/3以上の出資が必要。複数の本邦企業が出資を行っている場合には、日本及び所在国以外の国及び地域からの出資比率が最大出資比率の本邦企業の出資比率を上回っていないことが必要。

○ 所在国に財及びサービスの生産・提供のための適切な設備・施設を持っていること²³。

○ 実際に所在国でビジネスを行っていること。

② 主要な部材²⁵

➤ 以下ア)及びイ)の事情が生じた場合には、最終資機材の主要な部材が日本で製造される、または海外に存する本邦企業の子会社により製造される場合、調達される最終資機材の最終組立て(機械等の場合)又は最終精製・加工(原料・資機材等の場合)を行う企業の国籍を問わず、主要な部材の価格を本邦調達比率に算入可能。

ア) 応札企業が1者以下であると入札前に予見²⁶された場合。

イ) 入札不調¹⁴・不落¹⁵の場合。

③ 役務

➤ 本邦企業及び海外に存する本邦企業の子会社²⁷が提供する役務のうち、以下の項目に該当する費用を本邦調達比率に算入可能。

○ 直接工事費(技能工派遣費、設計費、外注工事費(最終的に本邦企業が受注するものに限る)等)

○ 間接工事費(現場管理費(技術者に対する給与、旅費、渡航費、交通費、本邦企業に支払う保険・保証料等)、共通仮設費(運搬費、準備費、安全費、技術管理費等)

○ 一般管理費²⁸

(3) 「顔の見える」援助の促進

(2)において、主要な部材を本邦調達比率に算入する場合、「顔の見える」援助として認知される方法(例えば、部材供給元の本邦企業のロゴを、最終資機材や事業サイトに設置する記念碑等に掲載する等)について、相手国における商習慣や制度において認められる範囲内で応札者や実施機関において検討し、可能な限り実施する。

7. その他：案件形成段階での本邦企業からの意見聴取の実施

➤ より適切な案件形成及び迅速な案件実施、並びに本邦企業の参加を促進するため、

²⁵ 本邦調達比率に算入可能な「主要な部材」とは、最終資機材の性能を発現するために、必要な部材を指す。

²⁶ 案件形成の段階で本邦企業への情報提供と意見聴取を行った上で、詳細設計の TOR にかかる検討がある程度進んだタイミングで開催される本邦企業との意見交換会及びその後の意見交換において本邦企業から関心表明を求めた結果、関心表明が1者以下であった場合を想定。

²⁷ 定義は5.(1)③と同様。

²⁸ 国土交通省の定める「土木請負工事工事費積算要領」に定める工事原価が30億円を超えるものに適用される一般管理費に基づく料率を適用(2018年12月時点では、7.47%であるが、適宜最新の料率を確認されたい)。

JICA が協力準備調査を実施する STEP 適用候補案件については、本邦企業からの意見聴取を以下の通り実施する。

- (1) 協力準備調査の実施前：協力準備調査の調査内容について、書面ベースで本邦企業の意見を聴取し、調査内容への反映を検討する。
- (2) 協力準備調査の実施中：詳細設計で調査すべき内容、工法、契約形態、施工計画、パッケージ分け（二国間タイド条件適用契約パッケージの有無を含む）等について、詳細設計の TOR (Terms of Reference) にかかる検討がある程度進んだタイミングで本邦企業との意見交換会を開催し本邦企業の意見を聴取し、案件形成の参考にする。

- JICA が協力準備調査を実施しない場合には、詳細設計の TOR にかかる検討がある程度進んだタイミングで本邦企業との意見交換会を開催する。

以 上